

第4章 緑化の推進方針

1. 緑化推進の現状と課題

本町は、市街地を取り巻く丘陵地の遠景の緑と、低層住宅を中心とした緑豊かな住環境が調和し、葉山らしい良好な住環境が形成されています。このことは、低層住宅を中心とし、敷地に対する建物の割合に余裕を持たせた都市計画と、近郊緑地保全区域や風致地区といった地域制緑地が市街地の多くに指定されている本町の特徴によって、長い年月をかけ、維持・形成されてきたものです。

今後、人口減少や超高齢化社会の到来が予測されている中においても、市街化区域内に存する自然地の都市的土地利用への転換や市街地内の住宅更新により既存樹木の消失等も危惧され、葉山らしい緑豊かな住環境を将来にわたり維持・創造することが課題となっています。

2. 緑化推進に関する基本的な方針

1. で掲げた現状と課題に即し、緑化に関する基本的な方針を次のとおり示します。

- 既存樹木の保全など、開発に伴う緑化指導を引続き行います。
- 既存樹木や地域における緑の保全等、住民自ら主体となって行う地域ぐるみの緑のまちづくりを支援します。
- 緑豊かな都市環境の形成を図るため、いけがき設置等の奨励を引続き行います。

(1) 開発に伴う緑化指導

- 葉山町まちづくり条例（平成14年葉山町条例第17号）に基づき、開発事業の規模に応じて、既存樹木等の保全や一定基準の緑地又は植栽地の確保を図り、緑豊かな都市環境の形成を図ります。
- 開発行為により自然環境等に与える影響を評価する仕組み（ミニアセスメント）*の調査・研究を進めます。

(2) 既存樹木・緑地の保全

- 市街化区域内の緑地は、小規模であっても、周囲の丘陵地等と一体となって緑豊かな住環境を感じさせるなど、周辺住民にとっては貴重な緑である場合があります。こうした緑は今後とも、緑地保全契約制度を活用しながら保全に努めていきます。

(3) 公共公益施設の緑化

- 公共公益施設は、町の地域のシンボリックな要素を有していることから、緑豊かな施設の維持管理に努めます。

(4) 沿道緑化

- 街路樹や道路の植樹帯の整備は、本町は幅員の狭い道路が多いことから困難な状況にありますが、引き続き現在の街路樹、植樹帯を維持・保全し、市街地内の緑の印象を高めていきます。
- 本町では、緑豊かな住み良い環境づくりと防災を目的に、「葉山町いけがき等設置助成要綱（平成6年4月1日）」に基づき、住宅用地にいけがきを新たに造る場合、助成金を交付しています。引続き住宅地におけるいけがきの設置を推進します。

3. ふるさと葉山みどり基金の方針

本町では、優れた自然環境を保全し、緑豊かな郷土を残すために必要な資金を積み立てるため、昭和63年4月に「ふるさと葉山みどり基金（以下「基金」という。）を設置しました。基金は、ふるさと葉山みどり基金条例（昭和63年葉山町条例第7号）により適切に管理されるとともに、良好な都市環境の保全及び美観風致を維持するために必要な樹林等の土地の取得や維持管理に役立てています。今後も基金を活かし、緑豊かな自然環境の保全や維持管理等に努めます。

4. 町民との協働・普及啓発の方針

緑豊かなまちづくりを進めるためには、規制や町の施策だけでなく、町民による理解や協力が必要であると考えます。町民が緑とふれあい緑の重要性や価値への理解を深めるとともに、町と町民が連携し緑化を推進します。

- 里山管理体験・水生生物調査等、自然に親しむイベント等を、町民との協働により自然環境の重要性や価値に対する町民の理解を深めていきます。また、今後も、これらの取組みを継続するとともに、取組みの拡大に努めます。
- 町ホームページにおいて、自然環境に関する情報の充実を図り、情報の共有化に努めます。
- 小中学校においては、教育活動の一環として児童や生徒によるビオトープ*での学習や学校の花壇を活用します。
- 町教育委員会では、これまで野外観察指導資料として副読本を作成し、活用してきました。今後もこうした副読本を活用しながら、子どもたちの自然に対する興味・関心を高めるよう努めます。
- 現在、一部の緑地等の維持管理について町民団体の協力を得ながら行っています。今後も、こうした取組みを広げるため、アダプト制度*の研究を進めます。



小学生を対象とした里山管理体験イベント